

令和5年

佐賀県西部広域環境組合議会定例会会議録

第1回 開 会 : 令和5年2月27日  
閉 会 : 令和5年2月27日



# 佐賀県西部広域環境組合議会

令和5年 佐賀県西部広域環境組合議会 第1回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年2月27日					
招 集 場 所	佐賀県西部広域環境組合 管理棟 議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	令和5年2月27日 午後3時15分			議 長 川 内 聖 二	
	閉会	令和5年2月27日 午後3時50分			議 長 川 内 聖 二	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	桑 本 成 司	出	12番	森 田 明 彦	出
	2番	盛 泰 子	出	13番	松 尾 佳 昭	出
	3番	中 山 光 義	出	14番	今 泉 藤 一 郎	出
	4番	北 川 政 次	出	15番	水 川 一 哉	出
	5番	古 川 盛 義	出	16番	藤 瀬 都 子	出
	6番	松 尾 初 秋	出	17番	山 田 恭 輔	出
	7番	松 尾 勝 利	出	18番	西 原 好 文	出
	8番	伊 東 茂	出	19番	田 島 健 一	出
	9番	松 田 義 太	出	20番	片 渕 栄 二 郎	出
	10番	村 上 大 祐	出	21番	永 淵 孝 幸	出
	11番	川 内 聖 二	出	22番	坂 口 久 信	出

地方自治法 第121条の規 定により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	管 理 者	深 浦 弘 信		
	副 管 理 者	小 松 政		
	事 務 局 長	宮 原 剛		
	事 務 局 次 長	井 上 泰 志		
	事 務 局 参 事	森 博 文		
	事 業 2 係 長	小 野 原 竜 久		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 会 書 記	増 田 圭 介		
	//	小 林 亜 津 子		

令和5年 佐賀県西部広域環境組合議会 第1回定例会

令和5年2月27日(月)

午後3時15分 開会

1 議員着席

2 開会・開議

- |             |   |
|-------------|---|
| 日程第1        | 議席の指定                                   |
| 日程第2        | 会議録署名議員の指名                              |
| 日程第3        | 会期の決定                                   |
| 日程第4        | 議案の一括上程(管理者の提案事項に関する説明)                 |
| 日程第5 議案第1号  | 佐賀県西部広域環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について     |
| 日程第6 議案第2号  | 佐賀県西部広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について      |
| 日程第7 議案第3号  | 佐賀県西部広域環境組合松浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第8 議案第4号  | 佐賀県西部広域環境組合職員の定年等に関する条例の制定について          |
| 日程第9 議案第5号  | 令和4年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算(第3号)について       |
| 日程第10 議案第6号 | 令和5年度佐賀県西部広域環境組合一般会計予算について              |

---

午後3時15分 開会

○議長(川内 聖二)

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日招集されました、令和5年佐賀県西部広域環境組合議会第1回定例会を開会いたします。

なお、開会前に報道関係者から取材の申し入れがなされており、これを許可しておりますのでご了承ください。

○議長

議事の進行上、太良町長 永淵孝幸 議員、武雄市選出 北川政次 議員に、仮議席を指定します。

仮議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

## ○議長

日程第1、議席の指定を行います。

議員の交代がっております。今回交代された議員は、太良町長 永淵議員、武雄市選出 北川議員です。永淵議員、北川議員は、再びの選出となっております。

交代議員の議席番号は、前任議員の番号とすることが、会議規則により定められておりますので、議席番号はただ今ご着席の、北川議員が4番、永淵議員が21番といたします。

## ○議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、

議席番号3番 中山光義 議員、

議席番号14番 今泉藤一郎 議員

の両名を指名いたします。

## ○議長

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日2月27日の1日間といたしたいと思っております。このことにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

## ○議長

日程第4、議案の一括上程を行います。

本日上程の議案は6件でございます。朗読については省略いたしますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案については、一括して提案理由の説明を求めます。管理者。

## ○管理者（深浦 弘信）

本日、令和5年佐賀県西部広域環境組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところ、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃から本組合の運営につきましては、貴重なご指導、ご助言を賜っておりますことに深く感謝を申し上げます。

本定例会に提出した諸案件をご審議いただくにあたり、組合運営についての所信の一端を述べさせていただきます。

まず、昨年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大、国際情勢の不安定化に端を発した物価高騰や円安など、激動の1年でありました。

その影響が今も残り、厳しい状況下にあります。本組合では平成31年4月から開始しました12年間の長期包括運営事業業務委託に基づき、運営事業者との綿密な連携のもと、長期的な展望を見据えた安定的かつ安全な管理運営に努めております。

令和5年1月末の時点での構成市町からのごみの搬入量につきましては、46,990トンで、災害ごみを除いて前年の同時期と比べ、マイナス2%、量にして982トン減少しております。今後は、新型コロナの感染症法上の分類見直し等により、経済が活性化することが予想されます。それに伴い、ごみ量の増加が懸念されますので、本組合としましても引き続き構成市町と連携して、ごみの減量化、資源化による循環型社会の実現へのご協力をお願いするとともに、一層の啓発に努めてまいります。

それでは、議案の概要をご説明申し上げます。

議案第1号「佐賀県西部広域環境組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第2号「佐賀県西部広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」は、情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第3号「佐賀県西部広域環境組合松浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例の制定について」は、令和5年4月1日から供用開始する松浦健康増進施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第4号「佐賀県西部広域環境組合職員の定年等に関する条例の制定について」は、地方公務員法等の改正に伴い、職員の定年等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第5号「令和4年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算（第3号）について」は、歳入歳出それぞれ613万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、27億5,999万6,000円とするものであります。

また、圧縮切断機整備事業の継続費の総額及び年割額を変更するとともに、松浦健康増進施設備品等賃借料に係る債務負担行為の限度額を変更するものであり、合わせてご審議をお願い申し上げます。

次に、議案第6号「令和5年度佐賀県西部広域環境組合一般会計予算について」は、総額を歳入歳出それぞれ29億9,240万2,000円と定めるものであり、前年度に対し4億7,580万3,000円の増となっております。

以上が、今回の議会に提案いたしました議案の概要となります。何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

## ○議長

日程第5、議案第1号「佐賀県西部広域環境組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

本案は、先ほど提案理由で説明がありましたので、補足説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

ご異議なしと認めます。

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

討論はありませんので、討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

**○議長**

日程第6、議案第2号「佐賀県西部広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を議題といたします。

本案は、先ほど提案理由で説明がありましたので、補足説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

ご異議なしと認めます。

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

討論はありませんので、討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

**○議長**

日程第7、議案第3号「佐賀県西部広域環境組合松浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、先ほど提案理由で説明がありましたので、補足説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

ご異議なしと認めます。

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。3番、中山光義議員。

**○3番（中山 光義）**

議案第3号「佐賀県西部広域環境組合松浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例の制定について」若干説明を求めます。この条例の中の第5条、使用料の減免、「管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる」、「特別の事情があるとき」この「特別な事情があるとき」とはどのような時を指し、どのような人をいうのか。また、配布されております、この規則の中身を見れば、その中で第5条の使用料の減免のことが書かれておって、次のページに別表（第5条関係）があります。100分の100、100分の50、また一番下には「その他管理者が特に必要と認める場合」

100分の100を減免することになっているようですが、「特別の事情があるとき」、「特に必要と認める場合」というのは、どのような時を指し、どのような人をいうのかお願いいたします。

**○議長**

事務局長。

**○事務局長（宮原 剛）**

それではただ今のご質問に対してお答えしたいと思います。使用料の減免のところで、特に必要とする場合をどういったものかということですが、基本的には減免として考えられるものとしては、先ほど議員ご指摘ありましたように補足説明資料の規則の中にうたっております。「特に必要とする場合」という判断はその時々になろうかと思えますけれども、基本的には他の施設の状況等も鑑みて判断していきたいと考えております。以上でございます。

**○議長**

3番、中山光義議員。

**○3番（中山 光義）**

大卒とするところは十分理解しておるわけです。なぜ今回私がこれを訊いたかといえば、先般伊万里市議会の広報広聴委員会で「手をつなぐ育成会」の皆さんと意見交換をしました。要するに、体が不自由であったり、障害のあるお子さんを持たれている親さんたちの会との意見交換会であったわけですが、色々なご苦勞、また悩みもあったわけですね。そういう中で、そういう体が悪い人たちが、そういう手帳を持参してこういう施設を利用するときに、ここでいう「特別な理由があるとき」または「その他管理者が特に必要と認められる場合」として十分そういう方々を配慮してここをぜひとも、そういう方々がこの施設を利用される時にはですね、特段な配慮をしながら、是非そこに手を差し伸べていただきたいなという思いで質問をしたわけです。答弁を求めます。

**○議長**

事務局長。

**○事務局長**

その点に関しましては、充分理解はできるころではありますが、今の段階でそこについて特段配慮いたしますというのは、答弁として差し控えたいと思えますけれども、そういうご意見があるということと今後充分検討し考えていきたいと存じます。

## ○議長

他に質疑はありませんか。2番、盛泰子議員。

## ○2番（盛 泰子）

この中山議員がおっしゃったことは全く同感でございます、やはり体が不自由な方々に、障害者の方々にきちんと配慮するということが、最初からすべきことではないかなと私は思います。配られた資料この「松浦健康増進施設」の、カラー刷りの資料によれば、まあ何点かちょっと質疑をするんですけども、まず条例で利用料を定める、これは条例事項ですから変えるとしたら、やはり議会できちんと議論し結論を出さなければなりません。今回のように議案を直前になって配って、当日説明を受けるというような状況では修正案を出すことさえできない状況には実はあるんですね。ですから今回反対まではするわけではございませんけれども、貸切利用の方はほとんど想定がないだろうというお話の中で、料金の設定までなされているんですね。やっぱり障害のある方への配慮は、トイレもユニバーサルトイレを造っているわけですから、やはりこれをすべきであったとご指摘申し上げたいと思います。質問は施行規則の方で開館時間と閉館日を決めていらっしゃいます。開館時間として平日は、13時から20時、土日祝日は、9時から20時、ということになっております。で、平日の午前中にもですね、やはり使いたい方はいらっしゃるんじゃないかな。せっかくこういう施設ができて、利用されてなんぼなわけですから。これについては、なぜこのようにされたのか、その理由をお尋ねいたします。それから2点目は閉館日です。年末年始はわかりますけれども、毎週火曜日ということになっております。これについてもご説明をいただきたいと思います。併せてこれまで指摘してきたチャイルドキープについてお尋ねしようと思いましたが、男女一か所ずつつけることができるようになったというご説明をいただいておりますので、それについては今回差し控えますけれども、以上三点お尋ねします。

## ○議長

事務局長。

## ○事務局長

ただ今の盛議員の質問に対する回答でございますけれども、まず、先ほど全員協議会の中でもちょっとご説明いたしましたように、3億円の幅の中で運営をしなければならないというところがございますので、その中で組合としては、あくまでも使っていただく地元の対策協議会の方に提案をして、どの方法が一番良いかということで、確認した段階でこの選択肢を選んでいただいたということで、設定をしております。で、お金にこだわらずにしているということであればそうなりますけれども、あくまでも3億円という幅がありますので、その範囲での運営となると人件費等の関係からどうしてもその部分は今のこの案でお願いをしたいというのが事務局側からのお願いでございます。あと、定休日等につきましては、伊万里市さんの各施設の状況等も確認したところで設定をしておりますので、そこについてはご理解をお願いしたいと思います。

**○議長**

2番、盛泰子議員。

**○2番（盛 泰子）**

時間設定については協議会の方での結論だということ、ご説明のときにですね、アンケートを取って利用しやすいやり方に変えていくというふうにおっしゃいましたので、まあこれが使用者の皆さんのお声を聞きながらですね、今後判断していただきたいというふうにひとまずこれを理解しておこうと思います。それから個人利用の方の一回当たり大人が100円、子どもが50円というふうに説明資料には書いてございますが、条例の方でいくとこれが、幼児から高校生という表現になっていますよね。幼児っていうのは法律で就学前の、1歳から就学前の子供という定義ではなかったかなという風に思うんですけども、施設の利用があんまりイメージできないままこういう議論するのは非常に厳しいところがあるんですけども、例えば、大人の方がスポーツ室、トレーニング室を使うのに子どもさんがついてくる場合とか、あるいは、その子ども達の利用を意識しないで来て入る場合でもやっぱりこの料金をいただくのかとかですね、ちょっと考えさせられる部分があるんですけども、この年齢設定及び料金の設定についてはどのようにこういうふうにしたのでしょうか。それから、障害のある方についてはさっき申し忘れましたけれども、やはり、事前に申請させなければいけないとか、そういうことは好ましくないというふうに考えたところでございます。

**○議長**

事務局長。

**○事務局長**

一応すべての内容については、伊万里市さんの施設で取り扱われる内容と同一に考えておりますのでそこはご理解をいただきたいと思います。

**○議長**

ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

討論はありませんので、討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

**○議長**

日程第8、議案第4号「佐賀県西部広域環境組合職員の定年等に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、先ほど提案理由で説明がありましたので、補足説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

ご異議なしと認めます。

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

討論はありませんので、討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

## ○議長

日程第9、議案第5号「令和4年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。補足説明を求めます。事務局長。

## ○事務局長

議案第5号「令和4年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算（第3号）について」補足説明を申し上げます。

別冊の「令和4年度一般会計補正予算（第3号）」をご準備ください。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正額は、予算の総額に歳入歳出それぞれ613万4,000円を減額し、補正後の総額を27億5,999万6,000円とするものでございます。補正が必要となった主な要因といたしましては、令和4年12月に入札を行いました圧縮切断機整備事業で応札がなかったため、今年度予定しておりました実施設計に取り組むことが困難になったことで、減額をお願いするものです。なお、今回の補正で構成市町の負担金への影響はございません。

次に、継続費の補正でございます。3ページをお願いいたします。

3款、事業費の圧縮切断機整備事業では、当初、令和4年度から令和5年度の2年間の整備を予定しておりましたが、先程説明しましたように応札がなかったことから事業年度を令和5年度から6年度に見直すためのものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正でございます。4ページをご覧ください。

昨年7月の臨時議会におきまして、松浦健康増進施設備品等賃借料に係る債務負担行為の議決をいただきまして、10月に備品関係、1月にリース物件関係の入札を行い、無事落札となっております。今回、入札結果を受けまして、限度額を入札額に合わせるため、補正を行うものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

## ○議長

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○議長

質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長

討論はありませんので、討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

### ○議長

日程第10、議案第6号「令和5年度佐賀県西部広域環境組合一般会計予算について」を議題といたします。補足説明を求めます。事務局長。

### ○事務局長

議案第6号「令和5年度佐賀県西部広域環境組合一般会計予算について」補足説明を申し上げます。

「令和5年度 佐賀県西部広域環境組合一般会計予算書」及び「第1回定例会議案説明資料」のご準備をお願いします。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

予算書の6、7ページ、議案説明資料5ページをご覧ください。

1款、分担金及び負担金といたしまして、構成市町からの負担金につきましては、21億3,894万5,000円、長期債元利償還金交付税措置額負担金としまして、3億4,200万円、合計で24億8,094万5,000円を計上しております。なお、構成市町毎の負担金額につきましては、各市町からの搬入見込みを基に算出しており、予算書の7ページの説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、予算書8、9ページをご覧ください。

2款、使用料及び手数料といたしまして、1億2,137万5,000円を計上しております。主なものといたしましては、一般廃棄物処理手数料で、直接搬入手数料と計量棟経費でございます。令和5年度からの使用料についてですけれども、松浦健康増進施設の供用開始に伴う施設使用料を計上しております。

続きまして、予算書10、11ページをご覧ください。

3款、国庫支出金としまして、圧縮切断機を導入するにあたり循環型社会形成推進交付金を活用することから、実施予定あります、実施設計と工事にかかる費用の3分の1でございます7,484万5,000円を計上しております。

続いて、予算書18、19ページをご覧ください。

7款、諸収入に1億5,723万7,000円を計上しております。主なものといたしましては、売電収益受入金や有価物売却代金でございます。

続きまして、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

予算書28、29ページ、議案説明資料7ページをご覧くださいと思います。

3款、事業費の主なものといたしましては、12節、委託料として、一般廃棄物処理施設長期包括運営事業業務ほか12件に係る費用としまして、17億3,301万4,000円を計上しています。

14節、工事請負費には、圧縮切断機建設工事費の令和5年度分として、2億2,060万円を計上しており、12節、委託料に計上しております実施設計業務880万円、施工監理業務313万5,000円の合計の3分の1につきましては、国庫補助の対象となり、残りの3分の2は施設整備基金から充当することとしております。

続きまして、17節、備品購入費では、特に混雑する年末年始及びゴールデンウィーク期間に直接ごみを持ち込まれる地域住民の方々の安全確保の観点から、ごみピットへごみを投入するための移動式コンベアを購入する費用363万円を計上しております。

続きまして、予算書30ページから33ページをご覧ください。

地域振興対策費になりますけれども、4月から供用を開始します松浦健康増進施設の運営に係ります費用1,282万9,000円を計上しております。

予算書34、35ページをご覧ください。

4款、公債費では長期債の償還元金と利子、併せて8億9,033万7,000円を計上しております。

予算書38ページから43ページには給与費明細書、44、45ページには圧縮切断機整備に係ります継続費に関する調書、46、47ページには債務負担行為に関する調書、48ページには地方債に関する調書を掲載しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

## ○議長

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○議長

質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

討論はありませんので、討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

**○議長**

以上で本議会に提出された案件の審議、討論、採決など、すべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただ今までに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

**○議長**

これをもちまして、令和5年佐賀県西部広域環境組合議会第1回定例会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

**午後3時50分 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_